

鹿 児 島 県 公 報

令和 5 年 9 月 22 日（金）第 450 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

○特定漁業者の規約の制定に係る同意の認定（3件）	（水産振興課取扱い）	1
○公共測量の実施	（監理課取扱い）	2
○道路の区域の変更	（道路維持課取扱い）	2
○道路の供用の開始	（道路維持課取扱い）	2
○令和5年度自衛官の募集	（危機管理課取扱い）	3
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止	（始良・伊佐地域振興局取扱い）	3
○建設業法に基づく監督処分	（監理課取扱い）	4
○鹿児島県公報第400号の13（令和5年3月31日付け）の一部訂正（※）	（税務課取扱い）	4

告 示

鹿児島県告示第716号

阿久根市波留6186番地40 倉津重信及び阿久根市波留6244番地52 倉津晴憲からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

令和5年9月22日

鹿児島県知事 塩田康一

区域及び区分

- 1 区域 阿久根市阿久根区域（阿久根市の地区のうち阿久根市黒之浜区域、阿久根市折口区域、阿久根市大川区域及び阿久根市西目区域を除く地区）
- 2 区分 主として機船底びき網漁業を営む漁業、主として棒受網漁業を営む漁業又は機船底びき網漁業及び棒受網漁業を併せて営む漁業

鹿児島県告示第717号

肝属郡南大隅町佐多郡2652番地4号 今針山隆及び肝属郡南大隅町佐多馬籠884番地4号 田中貢からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

令和5年9月22日

鹿児島県知事 塩田康一

区域及び区分

- 1 区域 南大隅町佐多岬区域（肝属郡南大隅町佐多馬籠（片之坂を除く。）、佐多郡及び佐多辺塚の地区）
- 2 区分 ぶり飼付漁業

鹿児島県告示第718号

西之表市西之表6816番地23 浦口清則及び西之表市西之表16100番地 長瀬由太郎からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

令和5年9月22日

鹿児島県知事 塩田康一

区域及び区分

- 1 区域 西之表市西之表区域（西之表市のうち西之表市国上区域、西之表市東海区域及び西之表市住吉区域を除く地区）
- 2 区分 主としてきびなごさし網漁業を営む漁業又は主としてロープびきとび魚浮敷網漁業を営む漁業

鹿児島県告示第719号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、薩摩川内市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年9月22日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 公共測量（修正測量及び空中写真測量）
- 2 作業の期間 令和5年8月30日から同年12月25日まで
- 3 作業の地域 薩摩川内市（準用河川及び普通河川）

鹿児島県告示第720号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和5年9月22日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和5年9月22日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	手打蘭牟田港線	薩摩川内市下甕町長浜字城之田927番地先から同市下甕町長浜字越地1438番15地先まで	前	6.7～70.0	1,741.2
			後	6.7～70.0	1,741.2
			後	8.9～79.5	1,613.9

鹿児島県告示第721号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和5年9月22日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和5年9月22日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	永吉入佐鹿児島線	鹿児島市上谷口町4500番2地先から2260番1地先まで	令和5年9月22日

鹿児島県告示第722号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条，第117条第1項及び第118条の規定により，令和5年度第4次の自衛官の募集について次のとおり告示する。

令和5年9月22日

鹿児島県知事 塩田康一

1 募集種目

- (1) 男子
自衛官候補生
- (2) 女子
自衛官候補生

2 募集期間

- (1) 男子
令和5年9月25日から同年10月27日まで
- (2) 女子
令和5年9月25日から同年10月27日まで

3 試験期日

- (1) 筆記試験（WEB試験）
令和5年10月30日から同年11月3日まで
- (2) 口述試験及び身体検査
令和5年11月3日

4 応募年齢

令和6年4月1日において18歳以上
令和6年6月30日において33歳未満の者

5 試験場の位置及び名称

試験場の位置	試験場の名称
薩摩川内市冷水町字上床539番地2	陸上自衛隊川内駐屯地
奄美市名瀬永田町17番3号及び奄美市名瀬大字大熊字中畑266番49	鹿児島県大島支庁及び陸上自衛隊奄美駐屯地
西之表市西之表16314番地6	種子島合同庁舎（国）及び委託病院
大島郡徳之島町亀津7203番地	徳之島町役場及び委託病院

6 応募手続

応募しようとする者は，志願票に所定の事項を記入の上，住所地を管轄する市町村長に提出すること。

なお，志願票は，各市町村において交付する。

始良・伊佐地域振興局告示第37号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により，指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

令和5年9月22日

始良・伊佐地域振興局長 向窪憲和

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ニチイケアセンター国分	霧島市国分剣之宇都町9番地6	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地	森 信介	令和5年8月1日	重度訪問介護

公 告

建設業法に基づく監督処分
建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定により、次のとおり処分をした。
令和 5 年 9 月 22 日

鹿児島県知事 塩田康一

処分をした年月日	処分を受けた者				処分の内容	処分の原因となった事実
	商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号		
令和 5 年 9 月 5 日	合同会社 大山工業	出水市大野 原町359番地	大山 徹	なし	営業の停止命令 1 停止を命ずる営業の範囲 解体工事業の営業のうち、 民間工事に係るもの 2 停止を命ずる期間 令和 5 年 9 月 23 日から同月 25 日までの 3 日間	合同会社大山工業は、民間工事において、建設業法第3条第1項の許可を受けていないにもかかわらず、同法施行令第1条の2第1項で定める軽微な建設工事の範囲を超えて、解体工事業の請負契約を締結した。 このことは、建設業法第28条第2項第2号に該当する。

- 注 1 「解体工事業の営業」とは、注文者から解体工事を請け負う営業をいう。
2 「民間工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）若しくは建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第2項に規定する特定事業に係る建設工事以外の建設工事をいう。

正 誤

令和 5 年 3 月 31 日 付け鹿児島県公報第400号の13中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	2	訂正箇所	上から 23行目	誤	「  領収通知書」を  領収通知書
				正	「  領収済通知書」を  領収済通知書